

こども青少年局こども相談センター児童虐待対応協力員会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、こども青少年局こども相談センター児童虐待対応協力員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

必要資格については、以下に該当する者とする。

- ① 警察退職者で、生活安全（防犯・保安・少年に関する事項）に従事した経験を有する者
- ② 国家公安委員会が発行する運転免許証を有し、運転技術に精通した者

また選考については、以下の内容を総合的に勘案して任用する。

口述（面接）試験

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断する。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

4週120時間を上限に、夜勤等を含む次の交代制勤務に従事する。

「勤務時間」

- (a) 平日夜勤：午後5時00分～翌日午前9時00分まで
- (b) 休日日勤：午前9時00分～午後5時15分まで
- (c) 休日夜勤：午後5時00分～翌日午前9時00分まで
- (d) 業務連絡会：午後1時00分～午後9時15分まで

「休憩時間」

- (a) 60分
- (b) 45分
- (c) 60分
- (d) 45分

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。